

公社等外郭団体の改革方針（案）

団体名	(財)千葉ヘルス財団		所管所属名	健康福祉部疾病対策課	
事業内容	高齡化の進展、疾病構造の変化、医療技術等の進歩により、医療のあり方に大きな変化が生じており、在宅ケア体制を推進するための事業、老人・難病・終末期医療体制を推進するための事業、臓器不全対策を推進するための事業等の実施により、県民の保健医療の向上に努めている。				
財務状況	年度（単位：千円）		H18	H19	H20
	貸借対照表	総資産	630,251	625,401	626,464
		負債	1,508	139	144
		資本	628,743	625,262	624,320
		累積損益	12,798	9,317	8,061
	損益計算書	総収入	15,292	15,720	15,528
		経常損益	3,909	3,480	2,713
		当期損益	3,909	3,480	1,255
		減価償却前当期損益	3,909	3,475	2,173
	県財政支出	借入金残高	0	0	0
		委託料	0	0	0
		補助金・負担金	6,652	6,712	6,652
		その他	0	0	0
県関与の必要性	<p>（団体の必要性）</p> <p>当財団は、患者の支援に柔軟に対応し、行政を補完する事業を行っており、特に、在宅人工呼吸器を使用し在宅で療養している患者に対しては、市町村事業において医療機器の購入費助成や意思伝達装置の貸出しを行っているが、所得・年齢等の給付制限により、給付対象外となった患者について、当該財団が給付を行うことで在宅での療養を支援している。医療機器の購入費助成は全国で唯一の支援事業として評価が高い。</p> <p>また、臓器移植については様々な世論があること等から、行政が積極的に関われない分野において県及び関係機関と連携することで、普及啓発活動や公開講座、他団体の後援等を広く行っているところである。今後も臓器移植法改正による移植医療の発展のために、一層の普及啓発、移植医療に携わる医療機関への指導等、当財団として担うところが大きい。</p> <p>以上、行政のみでは困難な分野を積極的に実施しており、今後も存在意義を有する。</p> <p>（県関与（人的・財政的）の必要性）</p> <p>保健医療行政を進めて行く中で、事業を円滑に進めるため、県が中心となって設立した財団である。</p> <p>財団の事業の一つである臓器移植普及推進啓発事業は、臓器提供意思表示カードの配布等、臓器移植に関する普及啓発活動を行っているものであり、臓器移植法には県の責務と位置づけられている。</p> <p>今回の法改正により、年齢制限が撤廃されたことから、改正法が円滑に施行されるよう普及啓発等、同財団の果たす役割が増すことが考えられる。</p> <p>また、在宅人工呼吸器療養者支援事業は在宅で人工呼吸器を使用し、療養する難病患者に対して医療機器の購入経費を補助しているが、この対象者は、県が認定している特定疾患治療研究事業の患者である。他の事業においても、行政を補完し、また、県との共催で実施している。</p> <p>このため、県からの人的支援として、事務局長（常務理事）1名・書記5名（職免）が従事している。</p>				

過去の 見直し 方針	分類	統合																											
	類似目的を有する公益団体である財団法人ちば県民保健予防財団との統合に向けた協議を進めていく。																												
現在 までの 取組 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）千葉ヘルス財団の平成19年6月開催の理事会では、上記の趣旨を踏まえて事業活動が継続できれば統合も考慮する等の意見が出され、具体的に協議を進めていくことが了承された。 ・（財）ちば県民保健予防財団としては、（財）千葉ヘルス財団の全事業の受け入れは困難とのことで、同財団の事業について、精査した上で今後も協議を進めることとした。 ・（財）千葉ヘルス財団の事業について精査中である。 																												
役職員の 状況	常勤役員 <table border="1"><tr><td>14</td><td>1名</td></tr><tr><td>14</td><td>1名</td></tr><tr><td>14</td><td>0名</td></tr></table>	14	1名	14	1名	14	0名	<table border="1"> <tr> <td>21</td> <td>1名</td> <td>常勤職員</td> <td>14</td> <td>0名</td> <td>21</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>1名</td> <td>うち県OB</td> <td>14</td> <td>0名</td> <td>21</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>21</td> <td>0名</td> <td>うち県派遣</td> <td>14</td> <td>0名</td> <td>21</td> <td>0名</td> </tr> </table>	21	1名	常勤職員	14	0名	21	0名	21	1名	うち県OB	14	0名	21	0名	21	0名	うち県派遣	14	0名	21	0名
14	1名																												
14	1名																												
14	0名																												
21	1名	常勤職員	14	0名	21	0名																							
21	1名	うち県OB	14	0名	21	0名																							
21	0名	うち県派遣	14	0名	21	0名																							
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）千葉ヘルス財団の運営は、県及び市町村を含め、医療関係者、ボランティア、経済団体等からなる出捐による基本財産の運用益や篤志家の寄附金等で行われており、また、患者を取り巻く専門医等のボランティア活動による真摯な取り組みが支えになっている。このため、関係者には統合について周知する必要がある。また、残余財産の処分については、「この法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする」と寄附行為では規定されているが、取扱いを検討する必要がある。 ・（財）千葉ヘルス財団は、現在、受託等の収益事業がないため、繰越金を取り崩している。現在の事業内容での長期にわたる実施継続は困難である。事業の見直し、縮小等が必要である。 ・（財）ちば県民保健予防財団では、自治体からの出資や運営費補助を望んでいないため、統合した場合の（財）ちば県民保健予防財団における（財）千葉ヘルス財団の事業の継続は限られたものとなる。また、事業目的に相違がある。 ・新公益法人制度を踏まえ、両財団は統合を進める必要がある。 																												
今後の 改革 方針 (案)	分類	統合																											
	<ul style="list-style-type: none"> ・（財）千葉ヘルス財団の事業について、今後とも継続して実施すべきものを選別し、県等で引き続き行うものと（財）ちば県民保健予防財団へ移管することが適当なものを精査したうえで、（財）ちば県民保健予防財団と再協議する。 ・（財）ちば県民保健予防財団において受け入れ困難な事業については、県・関係団体等での事業の継続を検討していく。 ・（財）ちば県民保健予防財団との再協議の結果及び新公益法人制度に基づく移行を踏まえ、平成21年度末までに、今後のあり方や統合についての方針を決定する。 																												